# ２ｔトラックの売却に係る一般競争入札

# 入 札 説 明 書

入札参加を希望される方は、この入札説明書をよく読み、内容を充分把握したうえでご参加ください。

東神楽町役場まちづくり推進課
〒071-1592　北海道上川郡東神楽町南１条西１丁目３番２号
Tel　0166-83-2113
Fax　0166-83-4180
URL　https://www.town.higashikagura.lg.jp

# 入札説明書（２ｔトラックの売却）目次

１　一般競争入札等の手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２頁

２　入札説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３頁～７頁

３　委任状（様式第１号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８頁

４　入札書（様式第２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９頁

５　売買契約書（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10頁～11頁

【一般競争入札等の手続きの流れ】

入札の公告
入札説明書配布開始　　⇒　東神楽町ホームページ上
【令和８年６月２３日（火）】
↓

入札物件公開期間　　⇒　公開場所
【令和８年６月２４日（水）　　東神楽町複合施設はなのわ
～令和８年７月６日（月）】
↓

入札　　⇒　入札会場
【令和８年７月８日（水）】　　東神楽町複合施設はなのわ　２０１会議室
午後２時３０分
↓

契約締結
【令和８年７月１４日（火）まで】
↓

購入代金入金
【引渡し時期まで（契約締結日から２０日以内）】
↓

車両の引渡し　　⇒　引渡し場所
【令和８年７月３０日（木）まで】　　東神楽町複合施設はなのわ

※ 車両の引渡し後に解体処分をする場合は、抹消登録の分かる書類及び解体処分報告書（任意様式）に解体状況が確認できる写真を添付し、車両の引渡し後６０日以内に提出してください。

# 入札説明書

一般競争入札に参加しようとする者は、本入札説明書及び売買契約書(案)を熟読の上で入札してください。

１ 売却物件（２ｔトラック）の概要

| | |
|---|---|
| 初年度登録年月 | 平成２年５月 |
| 車体の形状 | キャブオーバ |
| 車名 | いすゞ |
| 車台番号 | ＮＰＲ６１Ｌ－７１０６７５０ |
| 型式 | Ｕ－ＮＰＲ６１ＬＲ |
| 原動機の型式 | ４ＢＧ１ |
| 車両定員 | ３人 |
| 車両重量 | ２，６３０ｋｇ |
| 車体の大きさ | 長さ：６０８　幅：２１７　高さ：２１８（単位：ｃｍ） |
| 排気量 | ４．３２Ｌ |
| 燃料 | 軽油 |
| 走行距離 | １６３，０１７ｋｍ（令和８年５月２８日時点） |
| 車検満了日 | 令和８年６月６日 |
| その他 | ・ 車両は現状渡しとなります。 経年使用に伴う劣化、汚れ、キズ、へこみ、サビ等があります。<br>・ 運転席、助手席のシートが破損しています。<br>・ 荷台床が破損しています。<br>・ スタッドレスタイヤを装着しています。夏タイヤもあります。<br>・ 車両の引き取り及び登録又は解体処分に係る費用については、全て落札者の負担となります。<br>・ 仕様車種規制（NOｘ・PM）対策地域内に使用の本拠を置くことができません。<br>・ リサイクル料金は預託済みです。<br>・ 解体処分の場合は、永久抹消登録の書面提出が必要です。 |

2　売却物件の公開

次のとおり公開します。

日時：令和８年６月２４日（水）から令和８年７月６日（月）

※土曜日、日曜日、祝祭日を除く９時～12時、13時～16時の間とします。

場所：東神楽町複合施設はなのわ（上川郡東神楽町南１条西１丁目３番２号）

上記物件の確認をしなくても入札に参加できますが、物件に関するすべての事項を了承されているものとみなします。 ご覧になる場合は、事前に東神楽町役場まちづくり推進課（TEL ０１６６－８３－２１１３）へご連絡ください。

3　質疑応答

(1)質疑受付期限：令和８年７月１日（水）正午まで

(2)質疑受付場所：東神楽町役場まちづくり推進課（上川郡東神楽町南１条西１丁目３番２号）

※質疑のない場合は、提出の必要はありません。

※質疑は書面（任意様式）によること。

※質疑はＦＡＸ又は郵送、直接持参によること。

ＦＡＸ：０１６６－８３－４１８０

(3)質疑回答：入札日前日までに参加希望者にＦＡＸ等で回答します。郵送を希望される場合は、質疑書提出（郵送）時に、切手を貼った返信用封筒を提出（同封）してください。

4　入札参加資格

参加することができる者は、北海道内に本支店を有する事業所若しくは住民票を有するすべての個人としますが、次に掲げる事項に該当する場合は、入札に参加することができません。

(1) 地方自治法施行令167条の４の規定に該当する者

(2) 地方自治法第238条の３第1項の規定に該当する者

(3) 市町村税等を滞納している者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条２号に規定する暴力団員その他の反社会的団体及びそれらの構成員

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者

(6) 公共の秩序維持に支障をきたすおそれがあるなど、町長が入札に参加することが適当でないと認めた者

5　代理人による入札

申請者（本人）以外の方（代理人）が入札に参加される場合、代理人は、入札日当日に本人からの委任状（様式第１号）を提出してください。

なお、委任状については、本人及び代理人がそれぞれ記入し、押印してください。

本人以外の方は、全て代理人となります。

6　入札保証金　・契約保証金

免除する。

7　違約金

落札者が契約を履行しないときは、契約で定めるところにより履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年36.5パーセントの違約金を徴収する。

8　入札の日時及び場所

日時：令和８年７月８日（水）午後２時３０分

※入札開始時間に遅れますと、入札に参加できませんのでご注意ください。

場所：上川郡東神楽町南１条西１丁目３番２号

東神楽町複合施設はなのわ　２階　２０１会議室

9　郵便による入札

郵便による入札は、認めません。

10　その他入札に関すること

(1)入札に必要なもの

ア　入札書

①　入札書は当町指定のものを必ず使用してください。（様式第２号）

②　金額の記入は、算用数字（０、１、２、３・・・９）を使用してください。

③　入札金額には、消費税相当額は含みません。

※ 契約額は、落札者が入札書に記載した入札金額に、当該金額の１０％に相当する金額を加算した金額となります。

④　入札書の金額の加除訂正はできませんので、記入に際しては、誤りのないよう十分ご注意ください。

⑤　金額以外の記入箇所につきましては、訂正がある場合、訂正印をもって訂正を行ってください。

⑥　代理人が入札する場合は、入札者の住所・氏名（印は不要）を記入のうえ、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。

イ　委任状（本人以外の方が入札に参加する場合のみ。）

ウ　筆記用具

黒のボールペン等容易に消すことができないもの。

(2) 入札の方法

入札は、入札書を入札箱の中に投函して行います。いったん投函した入札書は、その理由の如何に関わらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

(3) 入札の無効

入札の無効は、東神楽町契約規則第１５条のとおりとなります。

11　落札者の決定方法

入札に際しては、予定価格を設定しますので、入札の結果、予定価格以上で最高の価格をもって応札された方を落札者とします。

予定価格以上で同じ価格の応札者が２名以上あった場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。

12　契約の締結

落札者は、落札決定後、令和８年７月１４日（火）までに、契約を締結しなければなりません。

13　購入代金の納入

契約締結後にお渡しする納付書をもって、東神楽町が指定する期日までに、現金または指定する金融機関に全額一括納入し、納付書の領収部分の写しをまちづくり推進課まで提出してください。

振込先

北央信用組合東神楽支店

14　落札物件の引き取り

(1) 落札物件は、契約金額が納入されたことをまちづくり推進課が確認した後、令和８年７月３０日（木）までにお引き取りください。

(2) 落札物件のお引き取りの際には、その予定日時を事前にまちづくり推進課までご連絡ください。

15　引渡し後の手続き

(1) 車両を解体処分する場合

契約者は、その責任において契約物件の解体処分を行ってください。なお、永久抹消登録の書面及び解体処分報告書（任意様式）に、解体状況が確認できる写真を添付し、引渡しの日から６０日以内にまちづくり推進課に提出してください。

(2) 車両を登録等する場合

契約者は、その責任において契約物件の登録等を行ってください。

(3)その他

抹消登録等に係る手続き、車両の運搬、再登録、解体処理、名義変更、その他物件の引渡し等に係る一切の費用は落札者の負担とします。

道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第３３条第１項に規定する譲渡証明書等は、契約者の請求に基づき交付します。

16 その他

(1)庁舎内での移動及び入札時は、静粛にお願いいたします。入札執行上問題があると見なした場合、入札参加資格を剥奪し、入札会場から退場していただく場合もあります。

(2)庁舎内は禁煙になっていますので、ご協力をお願いします。

様式第１号

# 委　任　状

令和　　年　　月　　日

東神楽町長　山　本　　進　　様

委任者
住　　所

商号 又は 名称

代表者職・氏名　　㊞

「２ｔトラックの売却に係る一般競争入札」の入札及び見積りにあたり、下記の者を代理人と定め一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人）
住　　所

商号又は名称

職 ・ 氏　名　　㊞

様式第２号

# 入　　札　　書

入札説明書による入札条件を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 入 札 金 額 | 億 | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | | | | | | | | |
| 払下物品名 | ２ｔトラック（いすゞエルフ　平成２年式） | | | | | | | | |

※入札金額には、消費税抜きの金額を記入すること。
※はじめの数字の前に￥マークを記入すること。
※金額の加除訂正は行わないこと。

令和　　年　　月　　日

東神楽町長　山　本　　進　　様

入札者　住　所

氏　名　　㊞

代理人　住　所

氏　名　　㊞

※代理人が入札する場合は、入札者の住所・氏名（印は不要）を記入のうえ、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理使用印を押印してください。

# 車 両 売 買 契 約 書（案）

東神楽町（以下「甲」という。）と **【落札者】** （以下「乙」という。）とは、甲が第１条に記載する車両を乙に売り渡し、乙が買い受けることについて次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第１条　この契約の要項は、次のとおりとする。

⑴車種及び数量

| 車種・車名 | 車台番号 | 数量 |
|---|---|---|
| ２ｔトラック<br>いすゞエルフ<br>（平成2年式） | ＮＰＲ６１Ｌ－７１０６７５０ | 1台 |

⑵売買代金　￥　　**【契約金額】** 円　（うち消費税相当額　　円）

⑶引き渡し場所　東神楽町複合施設はなのわ

（契約保証金）

第２条　契約保証金は免除する。

（代金の納入）

第３条　売払代金の納入は、甲が発行する納入通知書により、契約締結の日から起算して２０日以内に全額を一括納入しなければならない。

（引　渡）

第４条　車両の引渡しは、乙が売買代金の納付を完了した後とする。

２　引渡しの日時等は双方協議の上決定する。

３　乙は、車両の名義変更を契約締結の日から起算して３０日以内に行うこととし、当該名義変更に係る経費を負担するものとする。

４　乙は、車両を使用又は他に譲渡若しくは販売する場合、車両本体に「東神楽町」の記載があればそれを消去しなければならない。

（解除等）

第５条　甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手は、いつでもこの契約を解除することができる。

２　第１項の定めによりこの契約が解除された場合において、契約違反者は、その相手方に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

（諸費用の負担）

第６条 次に掲げる費用は乙の負担とする。

⑴永久抹消登録に係る経費

⑵車両の運送に係る経費

⑶その他引き渡しに関する経費

（引渡し後の保証）
第７条　第１条に記載する車両の引渡しは現状渡しとし、甲は、引渡し後の不調や故障についての保証は一切行わない。
（危険負担）
第８条　第４条第１項の引渡し前に生じた物品の損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。
（疑義等の決定）
第９条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。
（合意管轄）
第10条　この契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、甲の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

（甲）　上川郡東神楽町南１条西１丁目３番２号
東神楽町長　山　本　　進　　印

（乙）　**【落札者の住所氏名】**　印